

イギリスの EU 離脱決定の影響について

2016年6月23日の国民投票の結果、イギリスは EU を離脱すること(Brexit)を選択しました。イギリスの EU 離脱がイギリスの知的財産に及ぼす影響は、概ね以下の通りです。但し、影響の詳細は、今後の離脱交渉にもより、現時点では不明です。

(1) 欧州特許条約(EPC)

欧州特許庁(EPO)は、EUの機関ではないので、Brexit は、EP出願及びEP特許に影響しないと考えられています。

なお、EPOは、2016年6月24日付で、Brexit は、EPOにおけるUKのメンバーシップに影響しない旨の声明を出しています。

UK Referendum – Statement of President Battistelli

24 June 2016

The Office underlines that the outcome of the referendum has no consequence on the membership of the UK to the European Patent Organisation, nor on the effect of the European Patents in the UK. Concerning the Unitary Patent and the Unified Patent Court, the Office expects that the UK and the participating Member States will find a solution as soon as possible which will allow a full implementation of these so-long awaited achievements

(2) 欧州統一特許(Unitary Patent)

Unitary Patent は、2017年施行が予定されており、ロンドンは、三箇所の欧州統一特許裁判所(Unitary Patent Court)のうちの一つとなるはずでした。

しかし、Brexit により、Unitary Patent 及び Unitary Patent Courtの施行が遅延する可能性があります(あるいは、EUは、UKのEUからの完全離脱に先立って、Unitary Patent 及び Unitary Patent Courtの施行を前倒しにするかもしれないという予想もあります)。

UKがEUを離脱した場合、UK代理人は Unitary Patent Courtに対する手続に制約が生じる可能性があります。

(3) 欧州商標(EUTM)及び共同体意匠(RCD)

既に出願された欧州商標(EUTM)及び共同体意匠(RCD)については、EUTM 及び RCD の出願日を維持してUKでの権利を取得できるような経過措置が講じられる可能性があります。

UKがEUを正式に離脱した時点で、欧州商標及び共同体意匠は、イギリスでの効力を失うことが予想され、EUTM/RCDに並行してUK出願が必要になることが予想されます。